

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
パラオ	上水道改善計画のための贈与に 関する日本国政府とパラオ共和 国政府との間の交換公文	上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役 務の購入	1,843,000千円 H31.7.31まで	H27.5.20 東京で (同日)	日本側 城内実外務副大臣 パラオ側 ビリー・G・ク パラルテイ国務大臣	H27.6.15 187号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。